

八戸市立城北小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「八戸市立城北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 「いじめ」を未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
 - ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
 - ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
 - ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることをさまざまな活動を通して児童に

示す。

- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の**人権感覚を磨き、自己の言動をふり返る**ようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめはぜったいに許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（教育相談週間で活用するもの）を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを**教職員全体で共有**する。（アンケート実施月の職員会議で）
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは決して許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、生徒指導日より「さわやか」、地域学校連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有できる場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声がけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会（4 校内体制を参照）を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、**事実関係を早期に把握する**。その際、**被害者、加害者**といった二者関係だけでなく**構造的に問題を捉える**。
- ・事実関係を把握する際には、学校として**組織的な体制のもと**に行う。
- ・いじめている児童に対しては、「**いじめは決して許さない**」という**姿勢で臨み**、まず、**いじめることをやめさせる**。
- ・いじめることが、**どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導**を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の**心の安定を図る指導**を行う。
- ・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「**いじめ防止委員会**」を位置づける。構成は、**校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任**とする。
- ・役割として、本校における**いじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関する**ことを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、**担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議**して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、**児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価**を行い、その結果を公表し、**次年度の取り組みの改善**に生かす。
(※組織図に関しては別紙参照)

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を把握した場合の**八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等**については、法に即して、**八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く**。
- ・地域全体で、「**いじめは決して許されない**」という認識を広めることが大事であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など**健全育成についての話し合いを奨める**ことを願います。

6 本校としての実際の取り組み内容

4月・・・いじめ防止基本方針の内容、計画等の確認。

児童会（運営委員会、生活委員会等）を主とした「いじめ防止」に関する取り組みを年間の計画に入れ、随時実践。

5月・・・保護者に生徒指導日より「さわやか」で城北小学校いじめ防止基本方針について周知する。

6月・・・問題行動等のある児童の共通理解を図る（職員会議後）。

問題行動の種類、実態、対応等をアンケートに書いてもらったものを一覧にまとめ、学級写真を見ながら共通理解を図る。

7月・・・1回目いじめアンケートを実施し、実態把握をする。児童・保護者との個人面談で情報交換をする。

いじめ等の事実があった場合は、いじめ防止委員会を随時開き、対策や対応について話し合い、共通理解の上で指導に当たる。

<長期休み前までの取り組みについての反省をまとめる>

8月・・・職員会議で反省を踏まえた取り組みの改善案を提示する。

9月～10月・・・行事等を通してながら、児童それぞれが所属感、達成感を感じられるように指導や観察を行って行く。

11月・・・フリー参観日の道徳の授業で命の大切さや個人の人権尊重に関する内容を扱い、保護者へ取り組みの紹介をすると共に児童への指導を行う。

12月・・・2回目いじめアンケートを実施し、児童や保護者との個人面談を通して実態把握をし、1回目との変容をみる。

いじめ等の事実があった場合は、いじめ防止委員会を随時開き、対策や対応について話し合い、共通理解の上で指導に当たる。

<長期休み前まで、取り組みについての反省>

1月・・・職員会議で反省を踏まえた取り組みの改善案を提示。

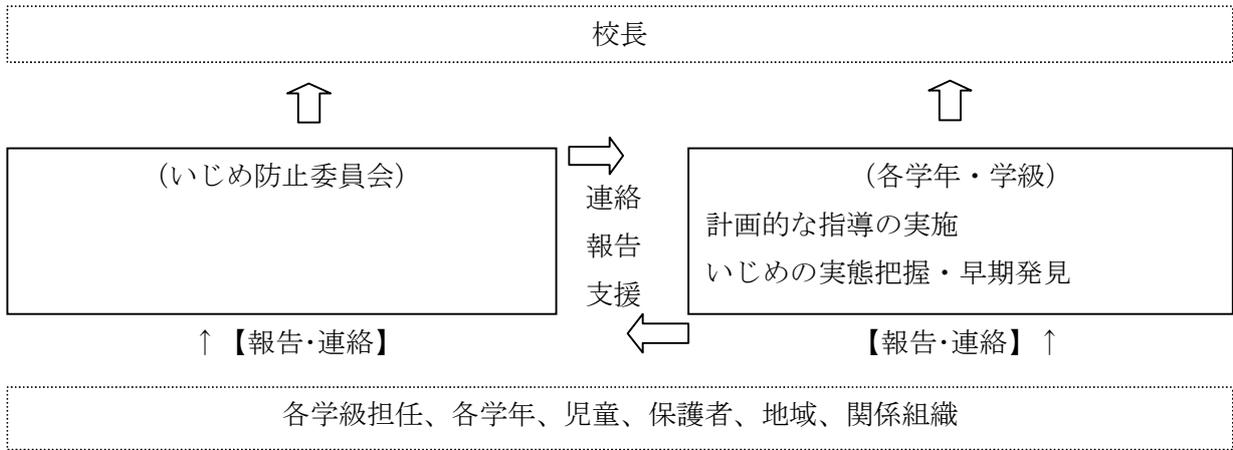
2月～3月・・・行事等を通してながら、児童それぞれが所属感、達成感を感じられるように指導や観察を行って行く。

<今年度の取り組みの反省>

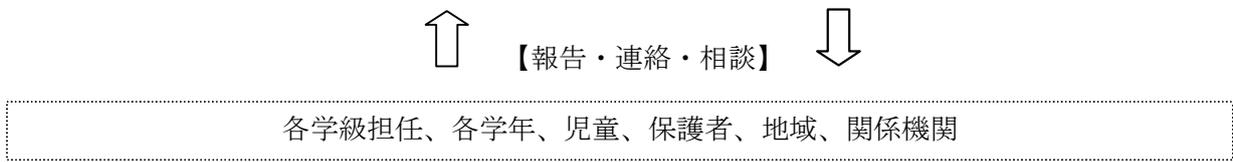
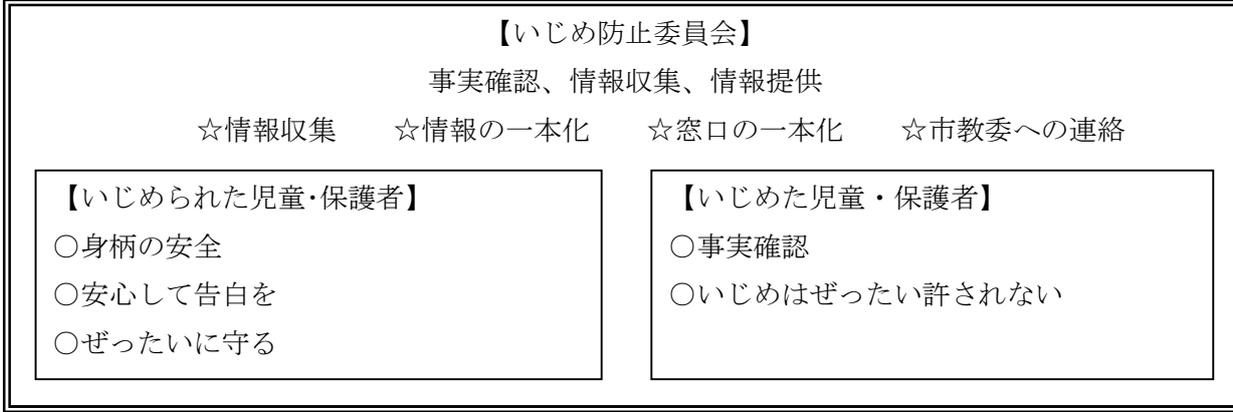
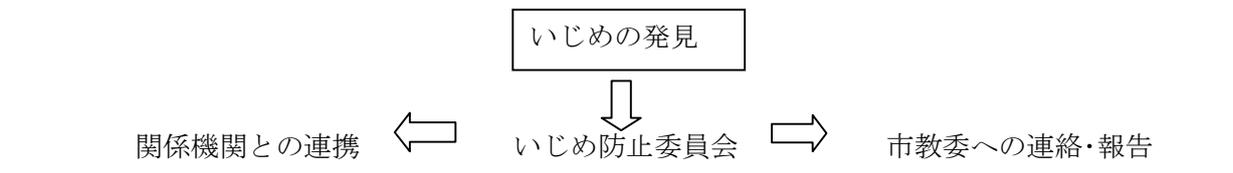
年度末休業中・・・<< 来年度の計画の立案といじめ防止委員会にて確認 >>

①<平常時>

年度初めの職員会議で、いじめ防止基本方針を読み合い、いじめ防止のための共通理解を図り、全校体制で取り組む。また、保護者や関係機関との窓口となり、日頃から協力体制を構築する。



②<いじめ発生時>



- (いじめの解消) 継続した情報収集と情報交換、情報の共有
- (事後観察・支援の継続) 日常の観察、相談員等の連携
- (学校評価) 取り組みの分析、改善